

議案第 22 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
(定員) 第 2 条 団員の定数は、 <u>354 人</u> とする。	(定員) 第 2 条 団員の定数は、 <u>366 人</u> とする。
(欠格事項) 第 4 条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、 団員となることができない。 (1) ～ (4) 略	(欠格事項) 第 4 条 次の各号の <u>1</u> に該当する者は、団員と なることができない。 (1) ～ (4) 略
(分限) 第 5 条 任命権者は、団員が次の各号の <u>いずれ かに</u> 該当する場合には、その意に反し	(分限) 第 5 条 任命権者は、団員が次の各号の <u>1</u> に該 当する場合には、その意に反してこれ

てこれを降任し、又は免職することができる。

(1)～(4) 略

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 略

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)～(3) 略

2 略

(報酬)

第12条 略

2 団員が退職、免職その他の理由によりその職を失ったとき、又は死亡したときは、その日の属する月の末日まで報酬を支給する。

3 前項の規定による報酬の額は、第1項の規定にかかわらず、その年の報酬の算定となる期間を基礎として月割りにより計算された額を支給する。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

を降任し、又は免職することができる。

(1)～(4) 略

2 団員は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第3号を除く各号の1に該当するに至ったとき。

(2) 略

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)～(3) 略

2 略

(報酬)

第12条 略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。